

広 報 板 掲 示 申 請 書

年 月 日

政 策 企 画 課 長 殿

申 請 者	住 所	
	(団 体 名) 氏 名	
	連 絡 先	

島本町が設置する広報板に掲示したいので、広報板の管理運営と利用基準第6条第2号の規定に基づき申請します。

なお、掲示期間終了後は、速やかに撤去します。

記

使用広報板	全 部 一 部 ()
掲 示 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
掲示シールの受渡し ※島本町の後援がある団体は対象外	<p>1. 窓口</p> <p>2. 郵送 (次の①～③を遵守すること)</p> <p>①返信用封筒(住所記載済)及び切手(定形郵便物25g以下料金分)をご用意いただき、下記に送付願います。</p> <p>②現金での対応はお受けできませんのでご了承ください。</p> <p>③返信用封筒をご準備いただけない場合は、窓口での受渡しになります。</p> <p>【郵送先】〒618-8570 島本町役場 総合政策部 政策企画課 宛</p>

※申請書に添付するもの:当該掲示物、収支概要書(1か月当たりの参加負担額が2,000円以上の場合)

広報板の管理運営と利用基準(抜粋)提出時確認項目

下記の掲示要件をよくお読みいただき、満たしていれば☑してください。

※☑いただいても、内容に疑義がある場合は確認しますのでご了承ください。

- 営利目的、政治、布教活動に関するものではないこと
- 住民の文化、学術、スポーツなどの振興や地域コミュニティの活性化に資することを目的とした活動又はイベントであること。
- イベントの開催告知又は町内で活動する団体の会員募集であること。ただし、営利を目的としない法人格を持つ団体の場合には、イベントの開催告知のみとする。
- 自主的に運営しており、営利事業を行っていない団体であること。ただし、企業等が開催する公益的なイベントであって、町からの受託又は町との連携協力により行うものを除く。
- 報酬を受け取る指導者などが団体構成員に含まれていないこと
- 個人の活動でないこと。
- イベントの開催場所は、原則島本町内であること(個人宅を除く)。ただし、島本町に隣接した地区(大山崎町、高槻市(檜尾川以東に限る))の場合は、その限りではない。また、バスツアーやハイキングなどの町外で実施されるイベントについては、集合・解散場所が、町内であること。
- 掲示物はA4縦サイズ以内であること